第三者行為

第三者の不法行為（交通事故等）により負傷を受けた場合、被保険者はその費用を不法行為者（加害者）から損害賠償金として受けること、介護保険を利用して保険給付として受けること、いずれか一方を選択することができます。

保険給付として受けることを選択した場合、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じた保険給付については、介護保険法第21条に基づき、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権を保険者が代位取得して求償することで、調整を図ることとなっています。

第三者行為案件の報告依頼

介護サービス事業者の職員は利用者とサービス提供を通じて最も密接な信頼関係を有します。よって、利用者の言動・行動から保険給付を受けることに至った原因を知りうる機会が多いと思われます。第三者行為による保険給付が疑われる場合には、その旨の報告をよろしくお願いいたします。

介護保険法

（損害賠償請求権）

第二十一条　市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3　市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。